

印南町男女共同参画基本計画

【令和3年度～令和7年度】



和歌山県印南町



男女共同参画社会実現に向けて

近年の少子高齢化の進展、社会経済の成熟化・国際化・高度情報化、家族形態の多様化など社会情勢の変化に伴い、一人ひとりが多様な価値観やライフスタイルのもとで豊かに暮らせる地域社会が求められています。

その実現のために男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。しかし、性別による固定的な役割分担の意識や慣習は、家庭・職場・学校・地域社会に今なお残っており、真の男女平等は実現していないのが現状です。

あらゆる人々が豊かに暮らしていく元気な社会を築くためには、こうした意識を改革し、男女の別や年齢にとらわれない、互いの「理解と尊重」のもとに開かれたまちづくりを進めていくことが大切です。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、様々な取組を推進するとともに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の採用・登用・能力開発等を推進するため、事業主に行動計画の策定を義務付けるなど、男女共同参画社会を実現するための新たなステージを踏み出すこととしております。

今回、このような「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、男女が等しく尊重され、家庭・地域・職場・社会などあらゆる分野でそれぞれが個性と能力を発揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体に進めていくための指針として「印南町男女共同参画計画」を策定しました。

これらの取組を進めるにあたりましては、家庭、地域、学校、行政などあらゆる分野に関わることから、町としましても、町民の皆様との協働による取組みを推進することが何より重要であると認識しています。町民の皆様との相互の連携・協力のもと、男女共同社会の実現に向けて、様々な施策を展開してまいりますので、皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

印南町長 日 裏 勝 己

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画策定の背景
 - (1) 国際社会の動向 1
 - (2) 国の動向 2
 - (3) 和歌山県の動向 3
- 3. 計画の推進及び推進体制 4
- 4. 計画の期間 4

第2章 印南町の現状

- 町民アンケートからみる印南町の現状 5

第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への意識づくり 7

- 1. 男女共同参画社会実現への意識啓発
- 2. 男女共同参画に関する情報収集

- 基本目標Ⅱ 男女共同参画に関する学習の推進 8

- 1. 男女共同参画や男女間の暴力防止に関する教育学習機会の充実

- 基本目標Ⅲ 男女共同参画のための環境づくり 9

- 1. 施策や方針等の決定過程への女性の参画推進
- 2. 防災対策における男女共同参画の推進

- 基本目標Ⅳ 男女共同参画による社会づくり 10

- 1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2. 地域活性化のためのまちづくりの推進

第4章 計画の推進

- 1. 推進体制の整備 12
- 2. 連携体制の整備 12
- 3. 計画の進捗管理 12

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会」とされています。

平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、性別にかかわらず誰もが自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。

今回、このような男女共同参画社会基本法の理念を受け、男女が等しく尊重され、家庭・地域・職場・社会などあらゆる分野でそれぞれが個性と能力を發揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めていくための指針として「印南町男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画策定の背景

（1）国際社会の動向

昭和21年（1946年）、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組が始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて、国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

昭和50年（1975年）、国連はこの年を「国際婦人年」と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催されました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。また、「国際婦人年」に続く10年間（昭和51年～昭和60年）を「国際婦人の10年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

昭和55年（1980年）には、「国連婦人の10年」中間年世界会議がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、昭和60年（1985年）に批准しました。

昭和60年（1985年）の「国際婦人の10年」世界会議における「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択等を経て、平成7年（1995年）に「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と政府やNGOが取り組むべき課題を示した「行動綱領」が採択されました。

平成12年（2000年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年

会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成17年（2005年）には、「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再認識し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

平成24年（2012年）には、「第56回国連婦人の地位委員会」において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

平成27年（2015年）には、ニューヨークで「第59回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や、第4回世界女性会議10周年・15周年における婦人の地位委員会の宣言等を再確認し、実施に向け全ての機会とプロセスを利用し、2030年までにジェンダー平等の完全な実現に向けた取組の宣言が採択されました。

（2）国の動向

国際社会の動向に対応して、我が国においては、昭和50年（1975年）に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）に「世界行動計画」に対応した「国内行動計画」が策定されました。

また、昭和55年（1980年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等の諸条件の整備を進め、同条約は昭和60年（1985年）に批准されました。

昭和62年（1987年）には、2年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成3年（1991年）には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて「新国内行動計画」の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。

平成6年（1994年）には、これまでの婦人問題企画推進本部を廃止し、新たに「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

平成8年（1996年）に政府は国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応するものです。

平成11年（1999年）には、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。この法律に基づき、翌平成12年（20

00年)に「男女共同参画基本計画(第1次)」が策定されました。

平成13年(2001年)には、内閣府に重用政策会議の一つとして「男女共同参画会議」を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制が強化されました。

平成15年(2003年)、男女共同参画推進本部は、男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」の決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が令和2年(2020年)までに少なくとも30%程度になることを期待するとし、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した「基本方針2003」が閣議決定されました。

平成17年(2005年)には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、10の重点目標が掲げられました。

平成20年(2008年)には、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」が決定され、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備と、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進することとしました。

平成22年(2010年)に、男女共同参画会議の答申に基づき、「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ、より実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成26年(2014年)3月、女性が輝く社会を目指して全国的なムーブメントを創出し、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するために、「輝く女性応援会議」が開催されました。

平成27年(2015年)には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けられました。

令和2年(2020年)には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、新しい令和の時代を切り拓き、あわせてポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指すものとして策定されました。

(3) 和歌山県の動向

和歌山県では、昭和52年(1997年)に青少年局育成課内に女性行政担当窓口として婦人主幹が配置され、あわせて婦人問題連絡会議が設置されました。翌年には、婦人問題企画推進会議が設置、さらに昭和57年(1982年)に「和歌山県婦人施策の指標」が、昭和63年(1988年)には、「21世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定されました。

また、平成10年(1998年)には、女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として、県女性センターが設置されました。

平成14年(2002年)には、「和歌山県男女共同参画推進条例」が施行され、それに基づき、男女共同参画審議会が設置、平成15年(2003年)には「和歌

山県男女共同参画基本計画」が策定されました。

それ以降、平成19年（2007年）及び平成24年（2012年）に2度の改定が行われ、男女共同参画社会を形成するためのさまざまな施策が総合的・計画的に推進されてきました。さらに、平成29年（2017年）に「和歌山県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定され、「男女がともに活躍する社会づくり」「誰もが安心して暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」の3つの施策の方向に基づき、県内における男女共同参画の取り組みが総合的・計画的に推進されています。

3. 計画の推進及び推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、役場内の総合的な推進体制の強化はもとより、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民と行政がお互いに連携し、国や県をはじめ関係機関、団体との連携を取りながら進めてまいります。

4. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。



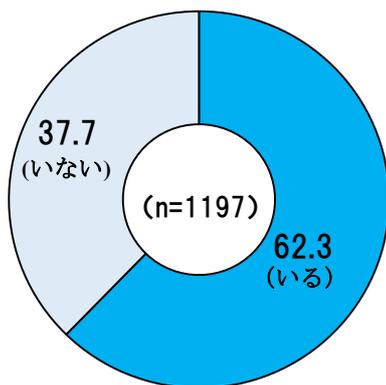
第2章 印南町の現状

町民アンケートからみる印南町の現状

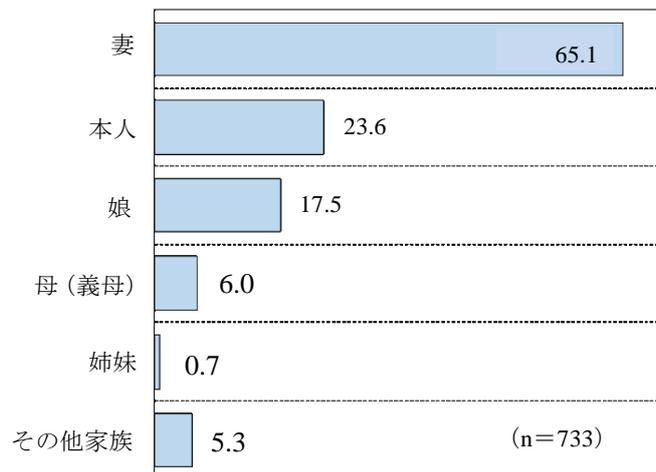
令和元年10月に「第6次印南町長期総合計画」策定のため町民アンケートを実施しました。その結果によれば①「同一世帯に仕事をしている女性はいるか」については「いる」とする回答が62.3%、②「同一世帯において仕事をしている女性」については「妻」とする回答が65.1%で最多、③「同一世帯において就労を希望する女性の有無」については「いる」とする回答は15.2%、④「女性が就労するうえでの課題」については「働きやすい職場が少ない」とする回答が62.8%で最多となっています。

- ① 同一世帯に仕事をしている女性はいるか ② 同一世帯において仕事をしている女性

「いる」とする回答が62.3%

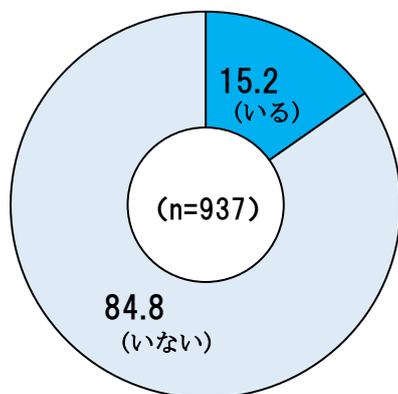


「妻」とする回答が65.1%で最多



- ③ 同一世帯において就労を希望する女性の有無

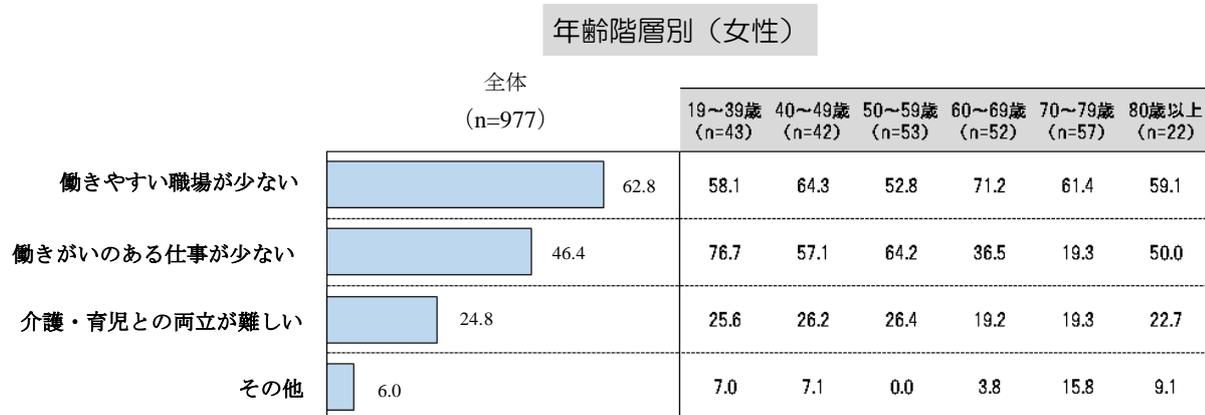
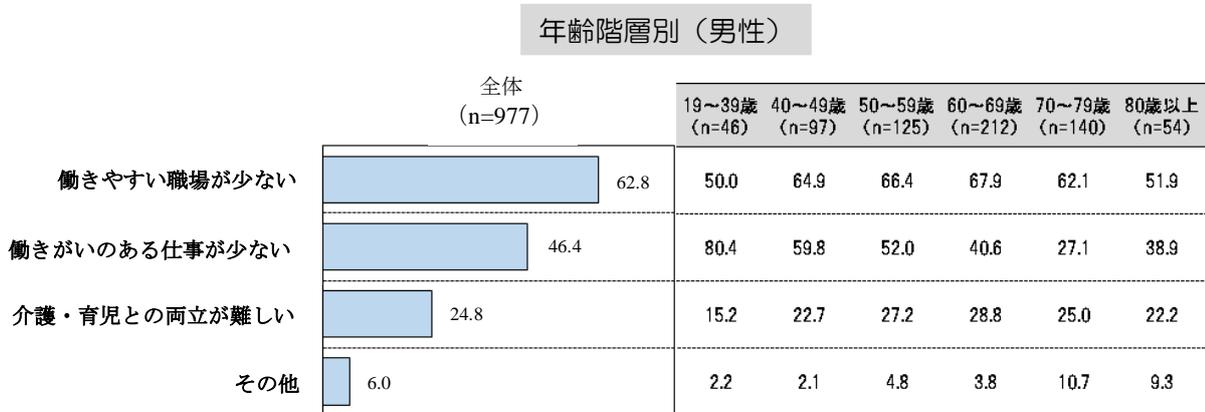
「いる」とする回答は15.2%



④女性が就労するうえでの課題

「働きやすい職場が少ない」との回答が62.8%で最多

ただし、男女ともに「19～39歳」では、「働きがいのある仕事が少ない」との回答が最多



これらの町民アンケートの結果から、施策課題としては

- ① 女性が安心かつ負担感なしに社会進出するための育児環境の整備
- ② 女性が「働きやすい職場」「働きがいのある職場」の確保
- ③ 女性の声を最大限、まちづくりに反映

が大きな課題であると考えられます。このことから次の4つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組みます。

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を發揮でき、自分らしく生きることができるよう、男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させることが重要です。

また、町の様々な施策に男女平等や男女共同参画の視点を取り入れるためには、それを企画・展開する町職員がそれらの考え方を理解していることが前提となります。施策を推進していくためには、ライフスタイルの多様化に伴った、暮らしの様々な場面におけるしくみや慣行等を男女共同参画の視点に立って見直し、人権尊重意識と男女平等意識の浸透を図るために、様々な機会にあらゆる人への幅広い広報・情報提供を展開します。

1. 男女共同参画社会実現への意識啓発

家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場面において、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きることができるよう、広報や啓発活動に取り組みます。子どもから高齢者に至るまでの幅広い層に向けて、それぞれにとって親しみやすく、わかりやすい広報や啓発活動を工夫し、誰もが共感できるような地域に根ざした身近な情報発信を推進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①広報やホームページ等を活用した啓発	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに、誰もが理解しやすい形で掲載します。	総務課 教育課
②町職員への男女平等・男女共同参画意識の浸透	町職員が業務を行う上で、男女共同参画に配慮した対応、また施策が進められるように情報提供を充実します。	総務課
③男女共同参画計画等の周知	印南町男女共同参画基本計画等の内容に関する広報やホームページへの掲載を通じて、計画の周知を図ります。	総務課 教育課

2. 男女共同参画に関する情報収集

男女共同参画、女性活躍の施策については、世界の動向に影響を受け、国や和歌山県の方向性が町の施策に大きく関わることから、世界、国、和歌山県、近隣市町村における男女共同参画施策について積極的に情報収集を行います。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集	男女共同参画、女性活躍施策を進めるための資料となるよう、世界、国、和歌山県、近隣市町村における男女共同参画施策等の情報・文献収集に努めます。	総務課 教育課

基本目標Ⅱ 男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画社会の実現に向け、学校や地域等における教育・学習が果たす役割は大変重要です。学校教育においては、男女共同参画の視点の下、人権の尊重、男女平等、相互理解等に配慮した教育を進めるとともに、家庭教育における男女共同参画に関する啓発活動を推進します。

1. 男女共同参画や男女間の暴力防止に関する教育・学習機会の充実

学校教育等の場で男女間の暴力防止について正しく理解し、男女共同参画に関する意識を育む教育を促進するとともに、地域においても男女共同参画が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる取り組みを進めます。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①学校教育における男女共同参画の推進	性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を進めます。	教育課
②小中学校における男女間の暴力防止に関する教育の推進	道徳の時間をはじめ、学校教育でのあらゆる機会を活用しながら、児童生徒が男女間の暴力防止について正しい理解を身につけることができる取り組みを進めます。	住民福祉課 教育課

③男女共同参画や男女間の暴力防止に関する保護者への啓発	保育所や小・中学校との連携のもと、保護者に対し、男女共同参画や男女間の暴力防止の関連資料の配布、講座・講演会等の開催に関する情報を提供します。	住民福祉課 教育課
④職員研修等の実施	男女共同参画意識の向上を図るため、研修等の実施を通して職員への啓発を推進します。	総務課

基本目標Ⅲ 男女共同参画のための環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野で対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが重要です。

また、防災対策が行政の主要な施策課題となるなか、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めることが求められています。

1. 施策や方針等の決定過程への女性の参画推進

町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①審議会や委員会等への女性委員登用の推進	町の施策や方針に関わる各種審議会や委員会等において、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を図ります。	全課
②審議会や委員会等の女性委員への支援	登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、必要に応じ男女共同参画に関する意識啓発に努めます。	全課
③女性管理職の登用の促進	職員研修等を通じて町職員の能力向上を図るとともに、その能力に応じて、女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。	総務課

2. 防災対策における男女共同参画の推進

防災・減災活動において、防災訓練の実施や地域の自主防災組織へのあらゆる人々の積極的な参加を促進し、様々な人の視点やニーズを活かした防災体制の整備・充実を図ります。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①地域防災活動への男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識を見直し、地域防災活動への積極的な女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。また、女性リーダーの養成等、人材育成を推進し、地域防災活動を強化します。	総務課
②男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女のニーズの違いに配慮した防災訓練や自主防災組織の運営を推進し、地域住民の積極的な参加を促進します。	総務課
③災害時における男女共同参画の推進	災害時における避難所運営等に男女が共同して取り組むよう啓発を推進するとともに、男女両方の視点を取り入れ、日ごろの活動や備えを進めます。	総務課 住民福祉課 教育課

基本目標Ⅳ 男女共同参画による社会づくり

家庭生活では、家事や育児・介護などの責任を男女がともに担うことが大切ですが、現実には女性の負担が多く、女性が仕事と家庭生活を両立することが困難な状況にあります。

仕事と家庭生活の両立は社会全体の問題と捉え、男性も働き方を見直し、家事や育児・介護などに積極的に関わることができるよう、広く啓発を行うとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供に努めます。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加するなか、男性の家事・育児等への参画を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス及び家庭における男女共同参画を推進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした啓発活動を行い、男性の理解の促進や意識改革を図ります。	総務課 住民福祉課 教育課

②ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	女性の就労、男性の働き方や意識の見直しがワーク・ライフ・バランスの実現に不可決であることを普及・啓発します。	総務課 住民福祉課 教育課
③男性の育児・介護に関する休暇及び休業取得の推進	男性の育児・介護休暇及び休業の取得に向け、制度の周知と休暇等を取りやすい環境づくりを推進します。	総務課 住民福祉課 教育課

2. 地域活性化のためのまちづくりの推進

地域活動の場では、様々な人の視点を取り入れ、誰もが参画して、地域おこし、まちづくりを進めるなど、地域の活性化を図ります。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①様々な人が参画するまちづくりの推進	様々な人が参画して新しい視点でまちを見直し、誰もが住みよい地域社会を築いていくため、それぞれの主体的な活動を推進します。各地域への情報提供を行い、地域活性化の促進に取り組みます。	総務課 企画産業課
②地域課題への女性の参画	環境・防犯・防災等の地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	全課

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備

地域の関係団体や事業所等の代表に参加を求めながら、計画の実施状況を点検・把握し、男女共同参画の推進に関する事項についての審議に努めることで、本計画を進めていきます。

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、全庁的に男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進に努めます。

2. 連携体制の整備

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、地域の関係団体や事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体との連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

また、総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3. 計画の進捗管理

計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行います。

また、計画の最終年度である令和7年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、当町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。



印南町男女共同参画基本計画
【令和3年度～令和7年度】

発行日：令和3年3月

発行：印南町役場 総務課

住所：〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地

TEL：0738-42-1736